

# 「大船渡市における林野火災」の被害者に係る 確認検査申請手数料の免除について

## 1. 対象者

令和7年2月26日に発生した「大船渡市における林野火災」において、罹災証明書等（被害の程度は問わず）の発行を受けた住まいや漁具倉庫又は事務所等（用途問わず）を再建する方

## 2. 手数料免除を受けることができる申請種別

確認検査業務のうち、以下に掲げる申請

- (1) 確認申請
- (2) 計画変更申請
- (3) 中間検査申請
- (4) 完了検査申請
- (5) 仮使用認定申請

## 3. 手数料免除を受けようとする場合の提出書類

確認申請書等を提出する際に、以下の書類の提出を行ってください。

- (1) 確認検査業務手数料免除申請書 2部
- (2) 罹災証明書等 以下のうちいづれか1部（写しで可）
  - A) 罹災証明書：居住している住家に被害があった方
  - B) り災（その他）証明書：居住している住家以外の家屋（建物）に被害があった方
  - C) り災届出証明書：車やプレハブ倉庫など、固定資産課税台帳に登録されていない動産等に被害があった方

## 4. 免除の実施期間

令和7年7月1日から令和10年3月31日まで（3年間を予定）

## 5. 免除する手数料の額の参考例

戸建て住宅（木造・2階建て・延べ床面積150m<sup>2</sup>）で、省エネを仕様基準で行い、完了検査時に軽微変更がある場合を想定した額

確認申請	46,000円
完了検査申請	44,000円
(合計額)	90,000円

※免除する額は、規模等により異なります。

※詳しい手数料は、「確認検査手数料規程」によります。